

一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク 理事の職務権限に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク（以下「この法人」という。）の定款第26条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの規程が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める この規程の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を統括する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (4) 理事会の議決に基づき、社員総会を招集する。

2 代表理事の権限のうち別紙に掲げる軽微なものは事務局長にその権限を移譲する。

(副代表理事)

第5条 副代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。(令和4年11月14日 理事会決議)

(別表) 代表理事の職務権限及び事務局長に移譲する権限（決裁権者）

項目	代表理事	事務局長に移譲する権限
事業計画案及び予算案の作成に関する事		○
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事		○
重要な使用人以外の者の任用に関する事		○
規程案の作成に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
国内出張（役員、重要な使用人）に関する事		○
支出に関する事		
1件10万円以上の支出	○	
1件10万円未満の支出		○
セミナー等事業の実施に関する事		○
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事	○	
福利厚生（役員含む）に関する事		○
外部に対する文書発簡		
特に重要な文書	○	
重要な文書	○	
比較的重要な文書		○
一般事務連絡文書		○